

野村新興国債券インデックスファンド
(確定拠出年金向け)

運用会社：野村アセットマネジメント

ファンドの主な特色

■ JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

■ 新興国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

※ JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus)は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング諸国が発行する米ドル建のプレディ債、ローン、ユーロボンドを対象としたインデックスです。

＜運用方針＞

■ 新興国の公社債を実質的な主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

■ 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜主な投資制限＞

■ 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に関し、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

■ 外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

ファンドの概要

- 信託設定日 …………… 2008年7月30日
- 買付価額 …………… 取得申込日の翌営業日の基準価額
- 買付単位 …………… 1円以上1円単位
- 信託期間 …………… 原則無期限
- 販売手数料 …………… ありません。
- 信託報酬 …………… 純資産総額に対して年率0.594%(税抜年率0.55%)
この他、ファンドの監査費用、ファンドの借入金利息、ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差引かれます。
- 信託財産留保額 …………… ありません。
- 決算および収益分配 …… 年1回の決算時(原則5月10日、同日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき分配します。なお収益分配金は直接支払われず自動的に再投資されます。
- 解約価額 …………… 解約申込日の翌営業日の基準価額
- 買付・解約不可日 …………… 申込日当日またはその翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付や解約の申込は受付できません。
- 受託会社 …………… 野村信託銀行
- 販売会社 …………… 野村證券

主なリスクおよび留意点

- 当ファンドは、マザーファンドの投資等を通して、公社債等の値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本や利回りが保証されている商品ではありません。また預金や保険契約等と異なり、預金保険制度や保険契約者保護機構等の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。
- 債券価格変動リスク
債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。当ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、これらの影響を受けます。特に当ファンドが実質的に投資を行う新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
- 為替変動リスク
当ファンドは、実質組入れ外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。特に当ファンドが実質的に投資対象とする新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向、不慮の出来事等の場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 当ファンドが実質的に組入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断で当ファンドの購入・換金の各受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金の各受け付けを取り消す場合があります。

持ち分の計算方法

加入者毎の当ファンドにおける個人の持ち分(個人別管理資産額)は1口あたりに換算した基準価額に保有口を乗じた額になります。(コールセンターやインターネットサービスで確認できます)